

令和7年度 第6回熊毛海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時：令和8年1月19日（月）午前11時10分～午前11時53分
- (2) 場 所：熊毛支庁第2会議室（西之表市）
- (3) 出席者：別紙のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）
→ 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (2) 熊毛海区漁業調整委員会告示の読点の表記を改める告示の制定について
(協議)
→ 原案のとおりとすることに決定。
- (3) 熊毛海区漁業調整委員会指示の更新について（協議）
→ 原案のとおりとすることに決定。

令和7年度 第6回熊毛海区漁業調整委員会出席者名簿

令和8年1月19日（月）午前11時10分～

1 委員

氏名	区分	出欠
伊東 恭三郎	漁業者・漁業従事者	出席
浦邊 美智生	漁業者・漁業従事者	欠席
奥村 洋海	漁業者・漁業従事者	出席
鞆 保徳	漁業者・漁業従事者	出席
浜崎 一成	漁業者・漁業従事者	出席
羽生 隆行	漁業者・漁業従事者	欠席
江幡 恵吾	学識経験者	出席
折田 和三	学識経験者	出席
稲盛 重弘	中 立	出席
八板 俊輔	中 立	出席

出席 8

欠席 2

2 事務局

職名	氏名
事務局長（林務水産課長）	中津濱 康熙
次長（技術主幹兼水産係長）	柳 宗悦
書記（水産係 技術主査）	赤塚 麻美

令和8年1月19日午前11時10分開会

【開会】

○ 柳次長

それでは、定刻になりましたので、令和7年度第6回熊毛海区漁業調整委員会を開催いたします。

鹿児島市在住の委員の方は、WEB会議システムによる出席となります。よろしくお願いいたします。

なお、本日は8名の出席をいただいております、熊毛海区漁業調整委員会事務規程第6条第1項に定める定足数を満たしておりますので、本委員会は成立することを報告いたします。

また、本日は、事務局として、県水産振興課の漁業調整係、小路口技術主査、山神水産技師が出席しております。

それでは、委員会を開会いたします。

本日の議題は、会次第に示しております「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）」ほか計3件となります。

それでは開会にあたりまして、会長の伊東委員がご挨拶を申し上げます。

○ 伊東委員

改めまして皆さん、あけましておめでとうございます。

新年を迎えられまして、委員の皆様方には大変お忙しい中にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の協議事項は3事項であります。ひとつ忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

○ 柳次長

ありがとうございました。

それでは議事に入らせていただきますが、座長につきましてですが、熊毛海区漁業調整委員会事務規程第4条第1項により会長が務めることとなっておりますので、伊東委員よろしくお願いいたします。

○ 伊東委員

はい。

座長を務めさせていただきますので、議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

なお、熊毛海区漁業調整委員会事務規程8条により、発言の際は挙手の上、私の許可を得てから行うようにお願いします。

議事に入ります前に、今回の委員会の議事録署名者を私の方から指名させていただきます。よろしいでしょうか。

- 委員一同
はい。

- 伊東委員
それでは、今回は浜崎委員と八板委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

- 浜崎委員、八板委員
はい。

- 伊東委員
それでは、議事に入ります。
議題1「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」諮問事項であります。
事務局からの説明をお願いいたします。

- 小路口技術主査
はい。WEBから失礼いたします。水産振興課漁業調整係の小路口です。よろしくお願ひします。
それでは議題1、資料1をご覧ください。本議題は、諮問事項でありますので、まずは、1ページの諮問を読み上げさせていただきます。
水振第658号、令和8年1月19日（水産振興扱い）、熊毛海区漁業調整委員会会長殿、鹿児島県知事、知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）、このことについて漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。
本事項は、知事許可漁業の制限措置の公示の前の諮問となりますので、本日は、もじゃこ漁業とさんご漁業の2件について諮問させていただきます。それぞれ担当からご説明したいと思います。
初めに2ページのもじゃこ漁業についてです。制限措置については、7ページに制限措置とはという資料がついておりますので、制限措置の詳細をご参考までに7ページを後ほどご覧いただければと思います。
許可の前に、このように制限措置を定めまして、それをホームページ等で公示をしまして、その上で許可をするという手続きの流れになっております。
まず（1）の制限措置についてですが、番号1、2の2つございまして、1は鹿児島県の漁業者向けの内容、2については大分県向けの漁業者への内容となっております。
いずれも操業区域は、鹿児島県沖合一円、漁業時期については3月1日から7月31日まで。船舶の総トン数、馬力数に関しては定めなし。許可すべき船舶の数は、鹿児島県は昨年同様112隻、大分県の方は昨年より1隻減りまして28隻となっております。

漁業を営む者の資格としまして、本県は需給双方の漁協との間で需給契約を結ぶということを義務づけております。なので、採捕を行う漁協は、採捕者である漁業者と納入契約を結ぶこととしておりますので、それを要件としてございます。

また、大分県の漁業者については、鹿児島・大分両県の漁業者団体の間で操業の協定を締結しており、本県のもじゃこ漁業者のもじゃこ漁業が終了後、大分県の漁業者が本県に入って、もじゃこ漁業を操業することとなっております。その協定書に参加しているものという風に要件を定めてございます。

申請すべき期間については、2月2日から13日までとしております。

許可の有効期間につきましては、漁業時期同様、3月1日から7月31日まで。許可の有効期間を短縮する理由としまして、もともと知事許可漁業は、3年の許可と1年の許可というふうに調整規則で定められています。

もじゃこ漁業に関しては、1年間というふうに定めているんですけども、もじゃこ漁業に関しましては、ぶり養殖用種苗として稚魚を採捕する漁業でして、過剰な採捕というのは資源管理上問題であるということ。また、本県海域で来遊する時期も限定されていることから、3月から7月までというふうに短縮をして設定しております。

もじゃこ漁業に関しては、ぶり養殖の種苗になりますので、ぶりの生産・出荷に直結するということでもあります。なので、需給と供給のバランスを考慮して、もじゃこの採捕を行う必要があります。採捕する稚魚の量、需給契約の数量に関しましては、本県を含む関係県で、現在調整を行っているところであります。

もじゃこ漁業については以上となります。

○ 山神水産技師

水産振興課の山神です。

続いて、さんご漁業について説明をさせていただきます。

資料の3ページ、2さんご漁業をご覧ください。

さんご漁業の許可は1年間の許可となっております。今回の諮問は、来年度中の許可をするためのものになります。

制限措置は表に示しているとおりで、許可すべき者は1者、例年どおりの内容となっております。

操業区域は、別途4ページに示しておりますので、4ページをご確認お願いします。申請すべき期間は令和8年3月2日から3月19日まで。許可の有効期間は、令和8年4月1日から、ここ資料誤りがありまして同年となっているんですが、令和9年の誤りです。

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間となっております。5ページ以降は参考資料となっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○ 伊東委員

ただいまの事務局から説明に対してご質問やご意見等ございませんか。

- 稲盛委員
はい。
- 伊東委員
稲盛委員、どうぞ。
- 稲盛委員
さんご漁業についてなんですけれども、説明ありましたけれども、無人潜水艇を使って、かなり大きな船を使って操業されるということですが、広い海域にまたがっておりますけど、操業中は長時間わたって停泊して作業をすることになると思いますが、事前に例えば何月から、どういった海域には入りますよというのは事前の連絡はあるのかをお聞きしたい。
- 伊東委員
事務局、説明をお願いします。
- 山神水産技師
はい。ご質問ありがとうございます。
事前に海域の連絡があるかというところなんですけど、これはありません。
というのは、他の漁業であっても、事前にその対応の連絡をいただくということは一般的にはありません。ただ、さんご漁業の場合、海域も広く、資源的にも非常に少なくなっているんじゃないかという懸念もある状況の中で、許可方針を改正しまして、位置情報を記録をして県が求める場合は提出をすることというような条件を付けているところです。以上です。
- 伊東委員
稲盛委員、ただ今の説明でよろしいでしょうか。
- 稲盛委員
はい。
これ以外にそういった記録の義務っていうのは、一応条件として付けるということなんです。ありがとうございました。
- 伊東委員
他にご意見、ご質問等ございませんか。
ちょっと僕の方から質問といたしますか、山神さんよろしいでしょうか。
先日ですね、種子島漁協の組合長に、組合員からですね、新たにさんご漁業をしたい旨の申請があったようでありますが、それ事務局の方では、どのようにして伝わっておりますか、確認です。

○ 山神水産技師

はい。

先日、こちらの方にもさんご漁業したいという相談があったところです。

県の方としましては、そういった相談はこの件だけではなくて、しばしばあるものではありますので、県としては、こういった方針でこういったルール、例えば ROV を使用しなくてははいけませんよ。位置情報を記録しなきゃいけないですよ。とそういった指導をしながら、地元調整をしっかりと整えてくださいねっていうことのお話をしているところです。

○ 伊東委員

はい。

わかりました。

他にご意見等ございませんか。

それではないようですので、議題1「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）」は、原案の内容等のとおり定めることを適当として、答申してよろしいですか。

○ 委員一同

はい。

○ 伊東委員

それでは、そのように答申することに決定します。

続いて、議題2「熊毛海区漁業調整委員会告示の読点の表記を改める告示の制定について」協議事項であります。

事務局からの説明をお願いします。

○ 赤塚書記

はい。事務局の赤塚です。

資料は右肩に資料2と書いてあるものをご用意ください。

それではまず1ページお開きください。

熊毛海区漁業調整委員会告示の読点の表記を改める告示の制定についてです。

まず1制定の理由です。現在、本県では公文書の読点に「、（コンマ）」を用いておりますが、国においては読点に「、（テン）」を用いることを原則としており、他の都道府県においても同様の取扱いになっていることから、本県公文書の読点の表記が「、（コンマ）」から「、（テン）」に変更されます。

これに伴いまして、熊毛海区漁業調整委員会告示の読点についても同様に「、（テン）」を導入するものです。

導入にあたりましては、公文書の読点の表記を変更した日以後に新たに制定する告示等については、制定時に読点を「、（テン）」と表記することで足りませんが、公文書の読点の表記を変更する日以前に制定した既存の告示につきましては、読点の表記

を変更しなければ「, (コンマ)」となってしまうことから、標記告示を制定し、読点の一括改正を行います。

2 制定の内容につきましては、この告示の施行の際、現に制定されている熊毛海区漁業調整委員会告示において読点として表記する「, (コンマ)」を「、(テン)」に改めます。

3の施行期日は令和8年4月1日。4の経過措置は不要です。5のその他、熊毛海区漁業調整委員会指示については、令和8年4月1日以降に行う指示から、読点の表記を「、(テン)」といたします。

以上で説明を終わります。

○ 伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対してご質問やご意見等ございませんか。

○ 八板委員

はい。

○ 伊東委員

八板委員どうぞ。

○ 八板委員

はい。

質問なんですけれども、異存はないんですが、いつからこうなっていたのですか。

というのは、日本語の表記としてはもともと句読点の読点は、「、(テン)」だったわけですね。おそらくワープロソフトの関係でそうなったのではないかと思います。いつの間にかこうなっており、私もずっと気になっていました。そうしてもらう方が目にやさしいかなと思ってますけども、もしわかっただらですね、今後でも次の機会でも結構ですけど、いつからそうになっているのかというのがわかっただら、また後日でも教えていただければと思います。

○ 伊東委員

事務局どうぞ。

○ 赤塚書記

はい。事務局の赤塚です。いつから「, (コンマ)」を使用してるのかというご質問だったと思うんですけども、こちらについてはちょっと調べて、わかれば次回以降の委員会で報告させていただければと思います。

以上です。

○ 伊東委員

今の説明でよろしいでしょうか。

○ 八板委員

ありがとうございます。

○ 伊東委員

他にこの件に関してのご意見ご質問等ございませんか。

はい。それではないようですので、議題2「熊毛海区漁業調整委員会告示の読点の表記を改める告示の制定について（協議）」は原案の内容のとおりとし、この件は終了いたします。

続きまして、議題3「熊毛海区漁業調整委員会指示の更新について」協議事項であります。

事務局からの説明を求めます。

○ 赤塚書記

はい。事務局の赤塚です。

資料は右肩に資料3と書いてあるものをご用意ください。

それではまず1ページをお開きください。

こちらは、今回更新について協議していただく4つの指示の一覧表となっております。まず1つ目がマダイの採捕についての指示、2つ目がアサヒガニの採捕についての指示、3つ目が浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示、4つ目がウミガメの採捕についての指示となっております。1つずつ説明させていただきます。

資料の2ページをお開きください。

こちらがマダイの採捕についての現行の指示となっております。

内容を読ませていただきます。

熊毛海区漁業調整委員会指示第4-1号、熊毛海域におけるマダイの採捕について、漁業法第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年2月24日、熊毛海区漁業調整委員会会長、甲山博明。

1 体調制限 全長13センチメートル以下のマダイは採捕してはならない。

2 指示の有効期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

資料の3ページをご覧ください。

マダイの採捕についての熊毛海区漁業調整委員会指示の現状について、説明したものでございます。

まず、この指示を発出するに至った経緯ですが、平成2年からマダイの放流事業が始まり、放流場所付近の小型魚を保護する必要性が議論されるようになりまして、平成2年に当委員会において、13センチメートル以下のマダイの採捕を禁止することが決定しております。

次、2の漁獲動向ですが、熊毛地区では平成29年以降1～2トン前後の漁獲量が推移しております。

3 今期間中の動向についてですが、問題となるような違反等はないと聞いております。

めくっていただきまして、4ページをご覧ください。

4ページは、委員会指示更新の新旧対照表を載せております。左側に更新案を示しておりますが、変更の内容につきましては、備考にありますとおり指示番号の変更、指示日の変更、会長の変更、有効期間の変更になります。

また、今回の協議の参考となるように、事前に各漁協にアンケートを実施しております。その結果を5ページに掲載しております。後ほどお目通しください。

次、6ページをご覧ください。

次に、アサヒガニの採捕に関する現行の指示を載せております。

内容をまず読ませさせていただきます。

熊毛海区漁業調整委員会指示第4－2号。熊毛海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採用する場合は、この限りではない。

令和5年2月24日、熊毛海区漁業調整委員会会長 甲山博明。

- 1 体調制限 甲長8センチメートル以下のアサヒガニは、採捕してはならない。
- 2 禁止期間 5月1日から9月30日までの間は、アサヒガニを採用してはならない。
- 3 指示の有効期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

7ページをご覧ください。

アサヒガニの採捕についての熊毛海区漁業調整委員会指示の現状について説明したものにになります。

まず、操業状況ですが、1の(1)をご覧ください。県の漁業調整調整規則では、6月と7月が採捕禁止となっております。それに上乘せする形で、この熊毛海区漁業調整委員会指示で5月から9月が採捕禁止となっております。

さらに、自主規制ということで、平成10年の熊毛地区漁協長等連絡協議会での申し合わせ事項としまして、4月から10月が採捕禁止となっておりますので、現在の操業期間は11月から3月となっております。ただし、屋久島につきましては4月操業しているということですので、自主規制の4月の部分については、米印をつけてございます。

(2)の委員会指示の経緯ですが、現在まで10回の更新を行っておりまして、第1回目は3年と少し期間となっておりますが、その後は毎回3年ごとの更新となっております。

漁獲動向でございます。2のグラフをご覧ください。昭和57年は33トンの水揚げがございましたが、ここをピークに徐々に水揚げが減少し、近年は2～3トンで推移している状況です。

3 今期間中の動向についてですけれども、漁業行使等は管内各漁協で管理されており、問題となるような違反等はないと聞いております。

ページをめくっていただきまして8ページ目をご覧ください。

アサヒガニかかり網漁業の現状になります。こちらは、熊毛支庁で聞き取りを行った結果です。資料にありますとおり、管内すべての漁協でアサヒガニの漁業権が設定されておりまして、それに基づいて漁業権漁業が行われております。

表の中ほどにごございます保有統数は漁業権の行使承認を受けて行うもの、いわゆる漁業権漁業と、県知事から許可を受けている県知事許可漁業、これを合わせたものとなっております。

西之表市が14統、中種子町が9統、南種子町が16統、上屋久地区が6統、屋久地区が12統となっております。令和6年の実績を、その下に載せております。単価としましては、2,600円から3,700円程度で取引されていたようです。

中ほどに知事許可漁業の内容を載せております。操業区域につきましては、熊毛海区の海域、操業期間は10月1日から翌年4月30日まで。操業条件としましては、かかり網の積載量は300枚以内とするというものでございます。

下段に知事許可漁業隻数を載せております。近年は35隻前後で推移しております。9ページをお開きください。

委員会指示更新の新旧対照表を示しております。左側に更新案を示しておりますが、変更内容につきましては、備考にありますとおり、指示番号、指示日、会長、有効期間の変更になります。

ページをめくっていただきまして、10ページ目には、各漁協に行ったアンケートの結果を示しておりますので、後もってご確認ください。

11ページをお開きください。

こちらは浮魚礁敷設承認等に関する委員会指示となっております。

内容を読ませさせていただきます。

熊毛海区漁業調整委員会指示第4-3号、熊毛海区における浮魚礁（中層式魚礁を含む。ただし、鹿児島県漁業調整規則第4条第14号のしいらづけ漁業で使用するつかけは除く。）の敷設及びこれを利用して行うよう漁業について、漁業法第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年2月24日、熊毛海区漁業調整委員会会長、甲山博明、内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、あともって目通しいただければと思います。

12ページをお開きください。

浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う漁業についての指示の現状を示しております。この指示の経緯ですが、これまで11回更新されておりました、第1回目が2年7か月の期間となっておりますが、第2回以降は3年ごとの更新となっております。

2 今期間中の動向についてですが、今期に敷設承認された浮魚礁はなく、これまでに敷設承認し現存している浮魚礁は下の表にあります17番、18番の2基です。

13ページをご覧ください。

委員会指示更新の新旧対照表を示しております。

左側に更新案を示しておりますが、変更の内容については、備考にありますとおり指示番号、指示日、会長、みなし承認期間、有効期間の変更になります。

14ページをご覧ください。

こちらは浮魚礁敷設承認取扱要領に関する新旧対照表になります。

更新案を左側に示しておりますが、更新内容は、指示番号になります。

資料の15ページから18ページは、浮魚礁敷設承認取扱要領、19ページが浮魚礁敷設承認に係る審査基準を載せておりますので、後ほど目通しください。

次に資料の 20 ページをお開きください。

うみがめの採捕についての現行の指示になります。

上段を読ませていただきます。熊毛海区漁業調整委員会指示第 4 - 4 号、熊毛海区におけるうみがめの採捕について、漁業法第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 5 年 2 月 24 日、熊毛海区漁業調整委員会会長、甲山博明。

中身については、あともってご確認ください。

次に資料の 21 ページをご覧ください。

こちらには、うみがめの採捕についての熊毛海区漁業調整委員会指示の現状について示しております。

指示の経緯ですけれども、これまで 12 回更新されておりました、第 1 回は平成 4 年 4 月 1 日から平成 5 年の 3 月 31 日までの 1 年間で、1 年間で少し様子見をする時期だったようです。2 回目以降は、3 年間の期間で更新されております。

次に、近年の動向ですが、今期間中の採捕承認の実績はございません。直近では、下記の 2 件を承認してございます。

3 うみがめの採捕規制等ということですが、うみがめの採捕に関しましては様々な法律で規制されておりました、参考に載せております。

次に 22 ページをご覧ください。

うみがめの採捕についての指示の新旧対照表を示しております。左側に更新案を示しております。変更の内容につきましては、備考にありますとおり、指示番号、指示日、会長、有効期間の変更になります。

ページをめくっていただきまして 23 ページをご覧ください。

こちらは、うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領の新旧対照表となります。

左側に更新案を示しておりますが、変更点は指示番号、附則の日付の変更となります。

24 ページから 27 ページは、現行のうみがめの採捕承認に関する事務取扱要領となっております。28~30 ページは県庁の水産振興課が行ったうみがめに関する調査票、31 ページは本県におけるうみがめの上陸・産卵日数の推移を参考に載せております。

説明は以上ですが、委員会指示における修辭上の修正につきましては、事務局に一任していただきたいと考えております。以上です。

- 伊東委員
ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問やご意見等ございませんか。
- 折田委員
はい。
- 伊東委員
折田委員どうぞ。

○ 折田委員

あさひがににかかり網の件ですが、7ページのところに、あさひがにの漁獲量の推移がございまして、平成10年から25年ぐらいは横ばいでいいでしょうけど、それ以降は、下げ止まりしていないというところが多少気になります。

こちら漁獲量ですので、CPUEで示されていないので、資源の動向はよくわからないのですが、そこら辺のデータとかお持ちでしょうか。

例えば8ページの知事許可の推移だけで言うと、近年は横ばいですので、1許可あたりの漁獲量が減ってきているというところが気になります。

この点について、委員会指示でこのままでもよろしいでしょうけど、それぞれの自主規制のところ、ご検討とかこれまでであったのか、そこらの辺りを教えていただきたいと思います。

○ 伊東委員

事務局、よろしいでしょうか。

○ 柳次長

ご指摘ありがとうございます。アサヒガニのCPUEのデータにつきましては、ちょっとまだ未確認なんですけれども、おそらくCPUEまでのデータ解析についてはちょっと調べがなされてないと思われるんですが、また後日ですね、ちょっと調べまして、もしCPUE等のデータ等がですね水産技術開発センター等で、そういったデータ等がありましたら、また次回の委員会で、皆さんに説明を改めてしたいと考えております。以上です。

○ 伊東委員

ただいまの説明でよろしいでしょうか。

○ 折田委員

はい。ありがとうございます。

次回ご説明いただけるということで理解いたしました。

10ページで漁協から漁業者のご意見なんだろうけど、この内容のままで更新すべきだということで、特にこれ以上の対策とかですね、そこら辺がまだないのかなと思うのですが、自主規制をもう少し規制をして、継続的に利用していきたいといった動きとかはなかったでしょうか。

○ 伊東委員

事務局よろしいですか。

○ 赤塚書記

はい。ご質問ありがとうございます。

この委員会指示更新につきまして、各漁協よりアンケート調査を行ったところす

けれども、特にその自主規制において、今後、規制を強めていこうという声が上がっていただけではないので、今後どうされるかっていうのはまた協議されるんですけども、今のところ声は上がっておりませんでした。

以上です。

○ 伊東委員

折田委員よろしいですか。

○ 折田委員

はい。了解です。

○ 伊東委員

事務局は次回の委員会での説明を求めます。

他にご意見等ございませんか。

それではないようですので、議題3「熊毛海区漁業調整委員会指示の更新について（協議）」は、原案のとおりとし、この件は終了いたします。

本日の付議事項は以上となりますので、議事を終了いたしますが、その他、委員の皆様方からご意見ご質問等ございませんか。

○ 小路口技術主査

はい。

○ 伊東委員

小路口技術主査、どうぞ。

○ 小路口技術主査

水産振興課 小路口です。

先ほど、八板委員の方から、読点の表記がいつからなのかというご質問があったかと思えます。

私が一応すべての海区漁業調整委員会の文書の読点の改正の担当しておりまして、ちょっと私の方からお答えさせていただきたいと思えます。

もともと本県は、昭和27年に政府が出しました公用文作成要領というのがございまして、この要領にしたがって、読点を「、（コンマ）」としておりました。

ですので、戦後まもなくから「、（コンマ）」で読点は表記しておりました。

ただ、昨今のワープロの普及だとか、いろんな諸事情により、他の自治体であるとか、すでに読点を「、（テン）」に代えている実態がございまして、国としても全体として公用文の作成の考え方を整理しないといけないということで、令和4年に昭和27年のその要領を廃止して、公用文作成の考え方というのを制定されております。

本県は、その制定をもって他の自治体も、もうすでに、「、（テン）」になっているという実態も踏まえて、県全体の読点を改正しようという動きで行っておりま

す。

ちょっとお答えになっているかどうかなんですけども、一応私からは以上でございます。

○ 伊東委員

八板委員、ただいまの説明でよろしいでしょうか。

○ 八板委員

ありがとうございます。ということは、もう令和4年でもう原則「、（テン）」になっているということなんですね。ありがとうございます。

○ 小路口技術主査

はい。令和4年ですね。正確には令和4年1月7日に文化庁の公用文作成要領というのを整理しているということで、令和4年1月11日に内閣官房の方から文書等が通知がされているという状況です。

○ 八板委員

はい。

ありがとうございました。

○ 伊東委員

その他に質問のある方いらっしゃいませんか。

はい。

それでは、この件は終了しますが、事務局から何かございますか。

○ 赤塚書記

事務局の赤塚です。

次回、令和7年度最後の熊毛海区漁業調整委員会を2月に開催したいと考えておりまして、現在2月16日から20日の間で調整をしているところです。

日程調整よろしく願いいたします。以上です。

○ 伊東委員

はい。

ありがとうございます。他にございませんか。

それでは、ないようですのでこれで私の役目を終わります。

ご協力ありがとうございました。

○ 柳次長

ありがとうございました。

以上をもちまして令和7年度第6回熊毛海区漁業調整委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

令和8年1月19日午前11時53分閉会